

学 則

大阪歯科学院専門学校

大阪歯科学院専門学校学則

第1章 組織

第1条（目的）

本校は学校教育法第124条及び第126条に定める専修学校にして、
歯科衛生士法第12条第2号に基づく歯科衛生士を養成することを目的とする。

第2条（名称）

本校は大阪歯科学院専門学校という。

第3条（位置）

本校は大阪市西区新町3丁目12番11号に設置する。

第2章 課程・学科及び修業年限並びに休業日

第4条（課程・学科・修業年限・定員）

本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課程	学科	修業 年限	入 学 定 員	総定員	備 考
歯科衛生士 専門課程	歯科衛生士 学科	3年	50人	150人	1クラス50人 1クラス制

第5条（学年・学期）

1. 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 課程の学期は次の通りとする。

前学期 4月1日～9月30日まで

後学期 10月1日～3月31日まで

第6条（休業日）

本校の休業日は次の通りとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律で規定する休日
3. 夏期休業 8月1日～8月31日
4. 冬期休業 12月20日～1月7日
5. 春期休業 3月20日～3月31日
6. 開校記念日 5月4日

第3章 教育課程・授業時間数及び教職員組織

第7条（教育課程・授業時間数）

本校の教育課程及び授業時間数は別表1の通りとする。

但し、課程外において特別講義を課することがある。

第8条（始業及び終業）

本校の始業時刻は午前9時とし、終業時刻は午後4時10分とする。

第9条（教職員の組織）

本校に次の教職員を置く。

1. 学校長 1名
2. 教務主任 1名
3. 教員 12名以上 専任 4名以上
兼任 8名以上
4. 事務職員 2名以上
5. 学校医 1名

第4章 入学・休学及び退学

第10条（入学時期）

本校の入学時期は次の通りとする。

4月1日

第11条（入学資格）

本校に入学を志願することのできる者は、学校教育法第90条第1項に掲げる者とする。

第12条（入学志願者の選考）

本校の入学志願者の選考は次の通りとする。

1. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、入学検定料15,000円を添えて、指定期日までに出願手続きをすること。
2. 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行ない入学者を決定する。
3. 入学及び転入学については、学校長が決定する。

第13条（入学手続及び許可）

前条及び第15条の者は、入学の決定の日から10日以内に、次の各号に示す書類、その他を提出して、入学の手続きを完了しなければならない。

1. 誓約書
 2. 出身学校の卒業または修了証明書
 3. 入学金及び学費、その他
- 2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学又は転入学を許可する。
- 3 入学手続きを指定期日までに完了しない時は、入学許可を取り消すことがある。

第14条（休学・復学）

生徒の休学、復学については次の通りである。

1. 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。
2. 在学年限は6年とする。
3. 休学期間は修学年限には含まない。
4. 復学しようとする場合は、復学願を提出し、学校長の許可を受けて復学することができる。

第15条（転入学）

他の歯科衛生士学校養成所に在学する者で、本校の同課程に転入学を願い出た時は欠員のある場合に限り、試験のうえ、相当の学年に入学を許可することができる。

第16条（退 学）

退学しようとする者は、その事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。

第 5 章 単位の認定・試験・進級・卒業及び賞罰

第17条（単位の認定）

単位の認定は、単位認定試験及び実習試験、ならびに平素の成績により行う。

2. 歯科衛生士養成所指定規則別表の備考に定める大学、高等専門学校、養成施設に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の学修内容を評価し、本校における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

第18条（単位の計算方法）

単位の計算方法は次のとおりとする。

1. 1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。
2. 臨地実習（臨床実習を含む）については、1単位を45時間の実習をもって構成する。

第19条（試験・成績評価）

試験の方法は、授業を行った全学科目並びに実習について、毎学期の終りに行ない、その成績評価は、次の通りとする。

優	80点以上
良	70点以上
可	60点以上
不可	59点以下

優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。

第20条（再試験）

学校長は、単位認定試験及び実習試験の成績に不合格の学科目がある者に対しては、再試験を行うことがある。

第21条（追試験）

学校長は、やむを得ない事由により単位認定試験及び実習試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第22条（受験資格喪失）

次の各号に該当するものは、試験を受けることができない。

1. 各学科目の授業時間数の3分の1以上欠席した者。
2. 臨地実習については、当該臨地実習科目を欠席した者。
3. 所定の学費を完納しない者。

第23条（進級・卒業）

進級及び卒業の認定は、単位認定試験の成績、出席状況ならびに平素の成績について評定の上、教務会の会議を経て学校長が行う。

- 2 別に定める進級条件を満たさない者は、進級することができない。

第24条（卒業証書、称号の授与）

学校長は、前条の規定により本校所定の課程を修了したと認めた者には卒業を認定し、卒業証書を授与するとともに、専門士（医療専門課程）と称することを認める。様式は別表4のとおりとする。

第25条（ほう賞）

学校長は、成績優秀にして他の模範となる者には、ほう賞することがある。

第26条（懲戒）

学校長は、次の各号の1に該当する者には、退学を命ずることがある。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて、出席が常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第27条（除籍）

学校長は、正当な理由がなくて、授業料、実習費等を納入しない者については除籍することがある。

第6章 学 費

第28条（学 費）

本校の入学金、授業料、その他の学費の額は、別表2の通りとする。

第29条（学費の納付）

1. 学費は指定の期日までに納入しなければならない。
2. 既納の学費は、事由の如何によらず、これを返還しない。
3. 入学予定者が3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く既納の学費を返還する。

第7章 健康診断及び各種証明書の手数料

第30条（健康診断）

健康診断は、毎年1回以上実施する。

第31条（各種証明書の手数料）

各種証明書の交付を請求する場合には、本校所定の手数料を別表3の通り納付しなければならない。

第32条 学則の施行についての細則は、学校長が別に定める。

附 則

本学則は昭和45年4月1日より施行する。

附 則

本学則は昭和49年4月1日より実施する。

附 則

1. 本学則は昭和50年4月1日より実施する。
2. 昭和49年度以前の入学生については旧学則第24条第4項を従来通り適用する。

附 則

1. 本学則は昭和51年4月1日より実施する。
2. 本学則第13条は昭和51年1月20日より実施する。
3. 昭和50年度以前の入学生については旧学則第24条第4項を従来通り適用する。

附 則

本学則は昭和52年4月1日より実施する。

附 則

本学則は昭和53年4月1日より実施する。但し、本学則第2条、第3条については、昭和53年1月20日より実施する。

附 則

本学則は昭和56年4月1日より実施する。

附 則

本学則は昭和58年4月1日より実施する。

附 則

本学則は昭和59年4月1日より実施する。

附 則

本学則は昭和61年4月1日より実施する。

附 則

本学則は昭和62年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成2年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成3年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成3年10月13日より実施する。

附 則

本学則は平成6年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成7年3月4日より実施する。

附 則

本学則は平成7年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成8年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成10年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成12年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成13年1月6日より実施する。

附 則

本学則は平成15年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成16年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成18年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成20年4月1日より実施する。

附 則

本学則は平成22年4月1日より実施する。但し、学則改正前に入学した者については改正前の学則を適用する。

附 則

本学則は平成23年4月1日より実施する。

別表1

教育課程

分野	教育内容	学 科 目	時間数	第1学年	第2学年	第3学年	単位	
基礎	科学的思考の基礎	生物学	16	16			1	
	人間と社会生活の理解	心理学	16	16			1	
		英 語	16	16			1	
		歯科英語	16	16			1	
		社会学	32	32			2	
		歯科医療倫理	32	32			2	
		行動科学	32	32			2	
専門基礎	人体の構造と機能	解剖学	32	32			2	
		生理学	16	16			1	
		病理学	16	16			1	
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	48	48			3	
		口腔生理学	16	16			1	
		口腔病理学	16	16			1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学・口腔微生物学	32	32			2	
		薬理学・歯科薬理学	32	32			2	
		生化学	32	32			2	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会のしくみ	口腔衛生学	48		48		3	
衛生・公衆衛生学		32	32			2		
衛生行政・社会福祉		32	32			2		
衛生統計学		16		16		1		
専門	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	16	16			1	
		歯科臨床概論	16	16			1	
	臨床歯科医学	歯科保存学	保存修復学	16		16		1
			歯内療法学	16		16		1
			歯周病学	16		16		1
			歯科補綴学Ⅰ	16		16		1
		歯科補綴学Ⅱ	16		16		1	
		口腔外科学	16		16		1	
		小児歯科学	16		16		1	
		矯正歯科学	16		16		1	
		高齢・障害者歯科	48		48		3	
		歯科予防処置論	歯科予防処置論Ⅰ-Ⅰ	60	60			2
	歯科予防処置論Ⅰ-Ⅱ		45	45			1	
	歯科予防処置論Ⅱ-Ⅰ		60		60		2	
	歯科予防処置論Ⅱ-Ⅱ		45		45		1	
	歯科予防処置論Ⅲ-Ⅰ		30			30	1	
	歯科予防処置論Ⅲ-Ⅱ		45			45	1	
	歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅰ-Ⅰ	30	30			1	
		歯科保健指導論Ⅰ-Ⅱ	45	45			1	
		歯科保健指導論Ⅱ-Ⅰ	30		30		1	
		歯科保健指導論Ⅱ-Ⅱ	45		45		1	
		歯科保健指導論Ⅲ-Ⅰ	30			30	1	
		歯科保健指導論Ⅲ-Ⅱ	45			45	1	
		栄養指導	30	30			1	
	歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ-Ⅰ	60	60			2	
		歯科診療補助論Ⅰ-Ⅱ	90	90			2	
		歯科診療補助論Ⅱ-Ⅰ	30		30		1	
		歯科診療補助論Ⅱ-Ⅱ	90		90		2	
		歯科診療補助論Ⅲ-Ⅰ	30			30	1	
		歯科診療補助論Ⅲ-Ⅱ	45			45	1	
臨地実習（臨床実習を含む）	臨地実習Ⅰ	360		360		8		
	臨地実習Ⅱ-Ⅰ	360			360	8		
	臨地実習Ⅱ-Ⅱ	180			180	4		
選択必修		介護福祉論	60		60		3	
		社会人マナー	16	16			1	
		看護概論	16	16			1	
		情報処理	45			45	2	
合 計			2,658	888	960	810	97	

別表2

—歯科衛生士学科 学費—

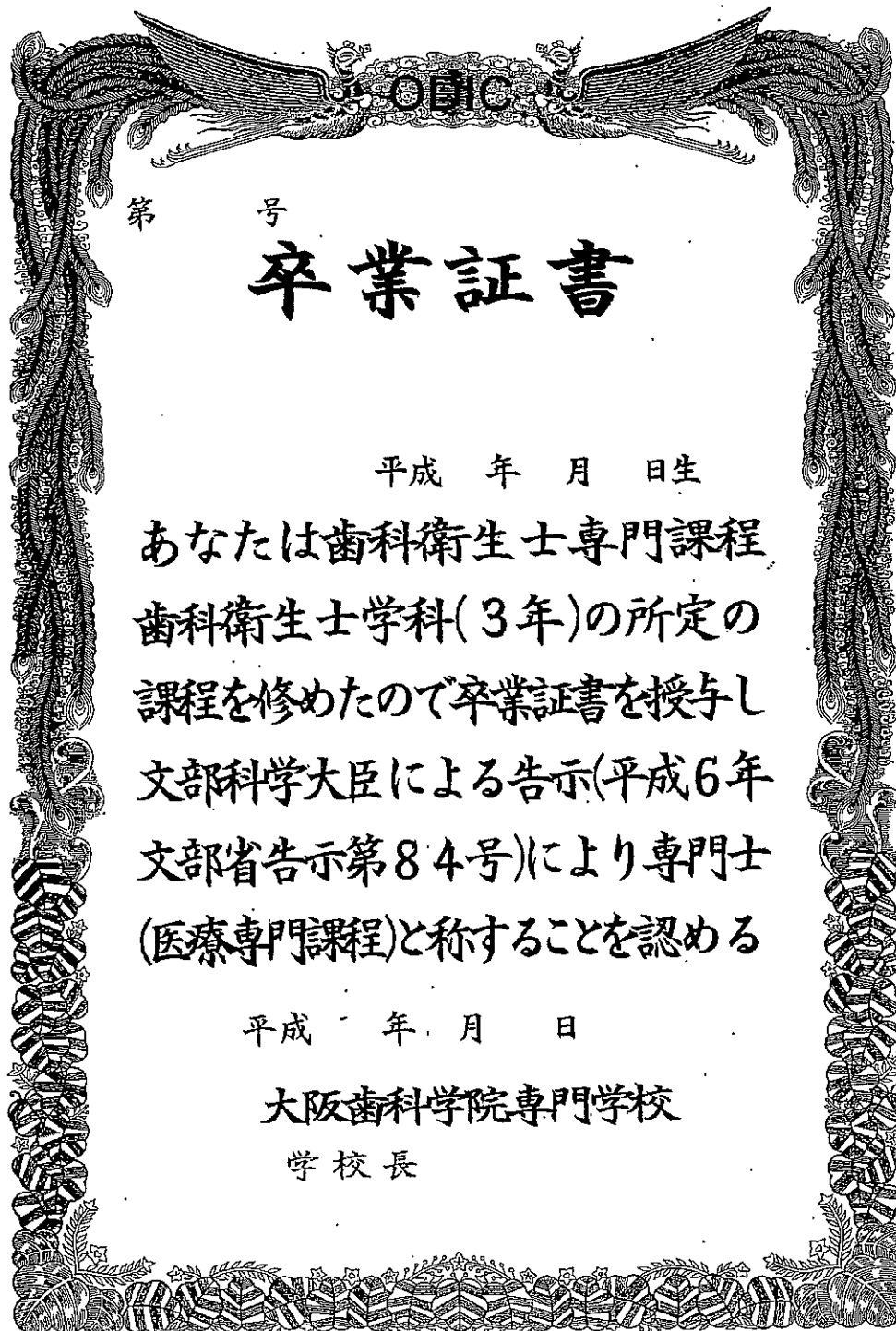
区 分	第1学年	第2学年	第3学年
入 学 金	200,000円	—	—
授 業 料	550,000円	550,000円	550,000円
実 習 費	250,000円	250,000円	250,000円
計	1,000,000円	800,000円	800,000円

但し、入学金については入学時のみとする。

別表3

—各種証明書の手数料—

証 明 書	手数料
在学証明書	300円
卒業見込証明書	300円
卒業証明書	300円
成績証明書	300円



OBIC

第

号

卒業証書

平成 年 月 日生

あなたは歯科衛生士専門課程
歯科衛生士学科(3年)の所定の
課程を修めたので卒業証書を授与し
文部科学大臣による告示(平成6年
文部省告示第84号)により専門士
(医療専門課程)と称することを認める

平成 年 月 日

大阪歯科学院専門学校

学校長